

放送大学学園放送番組編成制作委員会規程

平成 30 年 12 月 26 日

放送大学学園規程第 2 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日、令和 2 年 7 月 6 日

(設置)

第 1 条 放送大学学園に、放送番組の編集基準の策定並びに放送番組の編成及び制作等を審議するため、放送番組編成制作委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 放送番組の編集基準及び編成に関する事項

- イ 放送番組の編集基準の策定及びその運用に関すること。
- ロ 放送番組の編集に関する基本計画及び各年度・各学期の編成計画に関すること。
- ハ 放送番組に関する意見、要望の取扱い等大学教育のための放送の普及発達に関すること。

二 放送番組の制作に関する事項

- イ 放送番組の制作計画に関すること。
- ロ 放送番組の予算管理に関すること。

三 教務委員会及び生涯学習支援委員会との連携に関する事項

- イ 前二号の事項の教務委員会及び生涯学習支援委員会への提示に関すること。
- ロ 個別の放送番組の予算及び制作に関する技術的支援に関すること。

四 その他放送番組に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 放送担当の理事
- 二 学長が指名する副学長
- 三 オンライン教育センター長
- 四 学部の各コースを代表する教員各 1 人
- 五 学長が指名する学習センター所長
- 六 放送部長及び制作部長
- 七 その他委員長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、放送担当の理事をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部課室の協力の下、放送部企画編成課において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

2 放送大学学園放送番組編成企画委員会（平成30年度）規程（平成30年3月26日放送大学学園規程第3号）は廃止する。

附 則（平成31年3月25日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年7月6日）

この規程は、令和2年7月6日から施行する。